



第96回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催概要

<日時>

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

<場所>

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 4階 ダイアモンドルーム

<決議事項>

- 第1号議案……剰余金処分の件
- 第2号議案……定款一部変更の件
- 第3号議案……取締役9名選任の件
- 第4号議案……監査役1名選任の件

書面またはインターネット等による議決権行使について(p.5～6ご参照)

行使期限：2022年6月27日（月曜日）
午後5時到着または受付分まで

■ライブ配信・録画配信のご案内

株主総会当日の様様につきましては、ライブ配信を予定しております(P.9ご参照)。また、内容を録画・編集のうえ、後日、当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

NSユニテッド海運株式会社

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日の会場へのご来場はご健康状態等もご勘案のうえ、出来る限りお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.nsuship.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

※株主総会後の懇親会及びお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9110/>





代表取締役社長

谷水一雄

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを基本理念とし、日々の企業活動を行っております。2021年度における世界経済は、前年度において新型コロナウイルス感染症の世界的な流行がもたらした影響からの回復に伴い貨物輸送需要が伸びた一方で、度重なる再拡大に起因する港湾の検疫強化や船員交代が難航したことにより、船隊の安定運航にさまざまな障害が発生しました。こうした運航効率の低下や限定的な新造船供給により船腹需給が逼迫したことから、ドライバルク市況は全船型で大幅に上昇しました。当社におきましても、長期契約に基づく安定収益に加え、フリー船隊が市況上昇を享受できたことにより、2010年当社合併以降、最高益を達成することができました。

こうした中、ESG経営の指針を明確化した「サステナビリティ基本方針」と、全社員参加の対話を経て「海上物流で、共に世界の今をつくる責任、未来へつなぐ責任を果たす」というパーパスを新たに策定するとともに、東京証券取引所の市場区分再編に際しては「プライム市場」を選択し本年4月移行いたしました。サステナビリティという新たな価値規範を経営の土台とし、社会の問題に誠実に取り組むとともに企業価値の向上につなげることで、サステナブルな企業を目指し引き続き尽力してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

目 次

ごあいさつ	1
第96回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策について	7
事前質問の受付についてのご案内	8
第96回定時株主総会におけるライブ配信について	9
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	12
第2号議案 定款一部変更の件	13
第3号議案 取締役9名選任の件	15
第4号議案 監査役1名選任の件	24
提供書面	
事業報告	26
連結計算書類	46
計算書類	49
監査報告	51
株主メモ	57

株主各位

証券コード 9110

2022年6月7日

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NSユニテッド海運株式会社

代表取締役社長 谷水 一雄

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、ご自身の健康状態等もご勘案のうえ、株主総会当日のご来場はできる限りお控えいただくようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により2022年6月27日（月曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご教示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

P.6に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 4階 ダイアモンドルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 2021年4月1日から2022年3月31日までの事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2021年4月1日から2022年3月31日までの計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	代理人による議決権行使 代理人によるご出席の場合は、株主ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会の招集ご通知にあたり提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ①事業報告のうち会計監査人の状況及び業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

当社ウェブサイト (<https://www.nsuship.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようにご返送ください）

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 個

NSユナイテッド海運株式会社 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

NSユナイテッド海運株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第3号議案について

- 全員賛成の場合 >> 「賛」 に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> 「賛」 に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

※議決権行使書はイメージです。

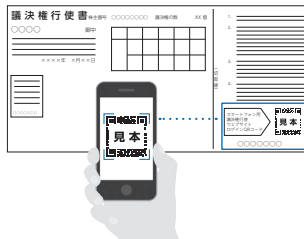
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

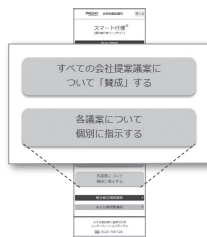
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

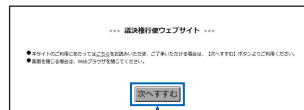
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

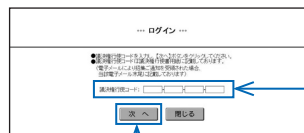
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

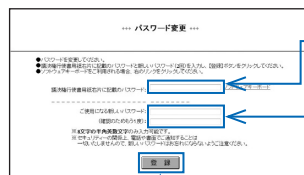
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策について】

● マスクと消毒液の準備について

株主総会開催当日の会場入口にマスクと消毒液を準備いたしますのでご利用ください。また、当社スタッフもマスク着用のうえご対応させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

● 株主総会の議事進行について

報告事項や決議事項の簡潔なご説明等により、円滑な議事進行を図ります。

● 株主総会の運営変更の可能性について

株主総会当日までの感染症の感染拡大の状況により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

● 株主総会のライブ配信・録画配信について

株主総会当日の様子は、ライブ配信を予定しております(P.9 ご参照)。また、内容を録画・編集の上、当社ウェブサイトのIRライブラリー、株主総会のページにおいて、7月初旬から約3か月間、録画配信を行う予定です。

https://www.nsuship.co.jp/ir/library/general_meeting/

- ・ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。
- ・ 株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信・録画配信の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。また、同様の趣旨にて、当日会場にご出席されご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し出いただきますようお願い申し上げます。

【事前質問の受付についてのご案内】

受付期間：2022年6月8日(水)午後0時から2022年6月17日(金)午後5時

インターネット等による議決権行使の際、同サイトのアンケート機能を利用した事前質問が可能です。ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆さまのご関心が特に高く、審議の参考になると当社が判断した事項につきましては、株主総会当日に回答をさせていただく予定です。

その他のご質問につきましては、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答を掲載いたしますが、すべてのご質問に対して回答するものではありませんので、何卒ご理解ください。なお、ご質問が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問に対して回答することが顧客、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答は差し控えさせていただきます。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

※受付期間外にいただいたものについては受付ができかねる場合がございますので、受付期間内での
お早目の送信をお願いいたします。

【第96回定時株主総会におけるライブ配信について】

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能な「ライブ配信」を実施いたします。

会場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、インターネットによる株主総会のご視聴をご推奨申し上げますとともに、視聴をご希望される場合は、下記事項をご確認くださいませうようお願い申し上げます。

記

1. ライブ配信とは

- (1) ご来場になれない株主様が、「ライブ配信サイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものであります。
- (2) ライブ配信の視聴は、会社法で定める出席には当たりません。
したがいまして、株主総会当日にご質問、議決権行使及び動議を行うことができませんので、2022年6月27日（月）午後5時までに書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2. 視聴の手続き

ご視聴におきましては、ライブ配信サイトにアクセスしてください。アクセスができましたら、画面の案内に従い、パスワードと株主様の氏名をご入力の上、ご視聴ください。

【ライブ配信サイトのご案内】

<https://seminar.vcube.com/live/ls/6771f5b61eab0561d669938e332a525080e730aa>
パスワード： Nsuship2022



スマートフォンの「カメラ」アプリにて、QRコードを画面に収めると自動的に認識されます。表示されるURLをタッチすると、ライブ配信サイトへアクセスすることができます。

ご視聴につきましては、あらかじめ以下サイトより視聴環境を確認できます。

- ・動作環境を確認する
<https://jp.vcube.com/support/seminar/requirements/>
- ・視聴確認用画面を再生する
<https://seminar.vcube.com/checker/videostream/live>

3. その他

- (1) 本総会のライブ配信をご視聴いただけるのは、当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- (2) 株主様以外へのURLとパスワードのご提供は固くお断りいたします。
- (3) ライブ配信にあたっては、株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (4) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等はご遠慮ください。
- (5) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (6) ライブ配信の視聴、お問い合わせに要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (7) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- (8) 本総会ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (9) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「ライブ配信サイト」ページにてお知らせいたします。

4. ライブ配信に関するお問い合わせ先

2022年6月28日(火) (株主総会当日) につきましては、専用のコールセンターを設置いたします。

以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

株式会社バイキューブ 03-5621-9843

(9：00～株主総会終了まで)

お電話による事前のお問い合わせ先は以下の通りです。

NSユナイテッド海運株式会社 総務グループ 03-6895-6404

(土・日・祝日を除く 10：00～17：00)

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、連結業績に対する配当性向は概ね30%としております。つきましては、当連結会計年度の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|---------------------------|--|
| ①配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ②配当財産の割当てに関する事項
及びその総額 | 当社普通株式1株につき金190円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、4,477,602,320円となります。
なお、これにより、中間配当金として1株につき金95円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金285円となります。 |
| ③剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年6月29日といたしたいと存じます。 |

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 15 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則 を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結決算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

現行定款	変更案
< 新 設 >	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第15 条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 <u>(附則)</u> 1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第15条（電子提供措置等）の新設 は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則 第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款 第 15 条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における現在の地位及び担当等	属 性		
1	たに	みず	かず	お	代表取締役社長・社長執行役員	再 任		
	谷	水	一	雄				
2	さ	みつ	まさ	ひろ	取締役・専務執行役員 経理グループ・企画グループ管掌	再 任		
	左	光	真	啓				
3	みや	い	なる	ひこ	取締役・常務執行役員 不定期船グループ管掌、近海グループ 担当	再 任		
	宮	井	成	彦				
4	ふじ	た		とおる	取締役・執行役員 安全管理グループ管掌、 船舶管理グループ・環境保全推進グループ 担当、環境保全推進グループリーダー委嘱	再 任		
	藤	田		透				
5	きた	ざと	しん	いち	常務執行役員 総務グループ・IR・内部統制・業務改革推 進・DX担当、船員関係業務に関し安全管 理グループ担当役員に協力	新 任		
	北	里	真	一				
6	やま	なか	かず	ま	取締役	再 任	社 外	
	山	中	一	馬				
7	きの	した	まさ	ゆき	取締役	再 任	社 外	独 立
	木	下	雅	之				
8	おお	にし		せつ	取締役	再 任	社 外	独 立
	大	西		節				
9	なか	むら		いさむ	取締役	再 任	社 外	独 立
	中	村		勇				

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

たに みず かず お
谷 水 一 雄

(1958年12月19日生)

再任

所有する当社の株式の数… 12,421株
取締役会出席状況…………… 15/15回
取締役在任年数…………… 7年

略歴、当社における地位、担当

1981年 4 月	住友金属工業株式会社 (現 日本製鉄株式会社) 入社	2015年 4 月	同社執行役員
2005年 6 月	同社鋼板・建材カンパニー原料部長	2015年 6 月	当社社外取締役
2012年10月	新日鐵住金株式会社 (現 日本製鉄株式会社) 参与 (原料第一部長委嘱)	2016年 4 月	新日鐵住金株式会社 常務執行役員
2014年 4 月	同社執行役員 (原料第二部長委嘱)	2018年 4 月	同社執行役員
		2018年 6 月	当社代表取締役社長・社長執行役員 (現)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

谷水一雄氏は、日本製鉄株式会社において要職を歴任した後、2018年6月に当社代表取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕・リーダーシップを発揮し当社経営を牽引し、実効性あるガバナンスを追求しており、2020年5月に策定した中期経営計画「FORWARD 2030」(2020年度～2023年度)で掲げた目標の達成へ向け、当社グループの経営体制を更に強化するため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

さ み つ ま さ ひ ろ
左 光 真 啓

(1957年12月4日生)

再任

所有する当社の株式の数… 8,419株
取締役会出席状況…………… 15/15回
取締役在任年数…………… 5年

略歴、当社における地位、担当

1980年 4 月	日本郵船株式会社入社	2009年 4 月	同社経営委員
2003年 9 月	同社バルク・エネルギー・アトランティックグループ長	2013年 4 月	同社常務経営委員
2006年11月	同社フリート管理グループ長	2013年 6 月	同社取締役常務経営委員
2007年 4 月	同社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長	2015年 4 月	同社取締役専務経営委員
2008年 4 月	同社経営企画グループ調査役	2017年 4 月	同社取締役
		2017年 6 月	当社取締役専務執行役員 (現)
		<担当>	経理グループ・企画グループ管掌

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

左光真啓氏は、日本郵船株式会社において要職を歴任した後、2017年6月より当社取締役を務めております。その経歴を通じて培われた豊富な経験・知識や高い見識を活かして当社企業価値の向上に向けて経営全般を牽引していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3

みや い なる ひ こ
宮 井 成 彦

(1960年5月23日生)

再 任

所有する当社の株式の数… 4,818株
取締役会出席状況………… 10/10回
取締役在任年数…………… 1年

略歴、当社における地位、担当

1984年 4 月 新和海運株式会社入社
2011年 6 月 当社近海グループリーダー
2015年 6 月 当社執行役員

2020年 6 月 当社常務執行役員
2021年 6 月 当社取締役常務執行役員（現）
＜担当＞ 不定期船グループ管掌、近海グループ担当

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

宮井成彦氏は、入社以来、主に営業・企画・経理関連業務の要職を歴任し、その経歴を通じて豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

ふ じ た とおる
藤 田 透

(1962年2月19日生)

再 任

所有する当社の株式の数… 4,177株
取締役会出席状況………… 10/10回
取締役在任年数…………… 1年

略歴、当社における地位、担当

1984年10月 新和海運株式会社入社
2012年 8 月 当社安全管理グループリーダー

2017年 6 月 当社執行役員
2021年 6 月 当社取締役執行役員（現）
＜担当＞ 安全管理グループ管掌、船舶管理グループ・環境保全推進グループ担当、環境保全推進グループリーダー委嘱

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

藤田透氏は、入社以来、主に営業・海務・安全管理関連業務の要職を歴任し、その経歴を通じて豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

5

きた ざと しん いち
北 里 真 一

(1961年10月22日生)

新任

所有する当社の株式の数… 4,102株
取締役会出席状況…………… 一回
取締役在任年数…………… 一年

略歴、当社における地位、担当

1987年 4 月 新和海運株式会社入社
2013年12月 当社経理グループリーダー

2018年 6 月 当社執行役員

2021年 6 月 当社常務執行役員（現）

<担当> 総務グループ・IR・内部統制・業務改革推進・DX担
当、船員関係業務に関し安全管理グループ担当役員に
協力

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

北里真一氏は、入社以来、主に総務・経理関連業務の要職を歴任し、その経歴を通じて豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

6

やま なか かず ま
山 中 一 馬

(1963年 8 月10日生)

再任

社外

所有する当社の株式の数… 一株
取締役会出席状況…………… 15/15回
取締役在任年数…………… 2年

略歴、当社における地位、担当

1986年 4 月 新日本製鉄株式会社
（現 日本製鉄株式会社）入社
1999年 4 月 同社八幡製鐵所人事グループリーダー
2002年 7 月 同社人事・労政部派遣人事センターマネジャー
2011年 4 月 同社人事・労政部人事グループリーダー
2011年11月 同社人事・労政部人事グループリーダー（部長）
2012年 4 月 同社人事・労政部部长
2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）
人事・労政部部长

2014年 4 月 同社鹿島製鐵所総務部長
2017年 4 月 同社参与（機材調達部長委嘱）
2018年 4 月 同社執行役員（機材調達部長委嘱）
2019年 4 月 日本製鉄株式会社執行役員（機材調達部長委嘱）
2020年 4 月 同社執行役員（原料・機材調達管掌）
2020年 6 月 当社社外取締役（現）
2021年 4 月 日本製鉄株式会社常務執行役員（現）

重要な兼職の状況

日本製鉄株式会社常務執行役員（原料、機材調達に関する事項管掌）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山中一馬氏は、日本製鉄株式会社において要職を歴任し、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして人事・労務及び当社の経営全般について専門的な立場から実効性の高い監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番 号

7

きのした まさ ゆき
木下 雅之

(1954年4月11日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数… 3,253株
取締役会出席状況………… 15/15回
取締役在任年数…………… 6年

略歴、当社における地位、担当

1978年 4 月	三井物産株式会社入社	2011年 6 月	同社代表取締役常務執行役員ＣＩＯ兼ＣＰＯ
2004年 4 月	同社経営企画部長	2012年 4 月	同社代表取締役専務執行役員ＣＩＯ兼ＣＰＯ
2007年 4 月	同社金属資源副本部長	2014年 4 月	同社代表取締役副社長執行役員ＣＩＯ兼ＣＰＯ
2008年 4 月	同社執行役員金属資源本部長	2016年 4 月	同社取締役
2010年 4 月	同社常務執行役員金属資源本部長	2016年 6 月	同社顧問
2011年 4 月	同社常務執行役員ＣＩＯ兼ＣＰＯ	2016年 6 月	当社社外取締役（現）
		2020年 6 月	株式会社カカコム社外取締役（現）

重要な兼職の状況

株式会社カカコム社外取締役

独立社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

木下雅之氏は、三井物産株式会社勤務等を通じ、国際ビジネスでの経験、豊富な経営知識と幅広い見識を有されており、引き続き当該知見を活かした専門的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会議長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番 号

8

おおにし

大西

せつ

節

(1955年12月4日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数…

789株

取締役会出席状況……………

15/15回

取締役在任年数……………

5年

略歴、当社における地位、担当			
1978年 4 月	株式会社日本興業銀行入行	2010年 6 月	同社代表取締役副社長内部監査部門長
2002年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）本店営業第八部長	2011年 4 月	同社取締役
2004年 4 月	同行本店営業第八部長兼営業第四部長	2011年 6 月	興銀リース株式会社顧問
2004年 6 月	同行営業第十四部長	2011年 6 月	同社取締役副社長
2005年 4 月	同行執行役員営業第十四部長	2013年 4 月	同社代表取締役社長
2007年 4 月	同行常務執行役員 グローバルシンジケーションユニット統括役員 兼グローバルプロダクツユニット統括役員	2016年 6 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ理事
2010年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員内部監査部門長	2017年 4 月	日本商業開発株式会社上級顧問
		2017年 6 月	当社社外取締役（現）
		2018年 3 月	昭和電工株式会社社外監査役
重要な兼職の状況			
—			

独立社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西節氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおける経営参画を含む長年の経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を有されており、引き続き当該知見を活かして特に企業の経理や経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番 号

9

なかむら

中村

いさむ

勇

(1956年12月12日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数…

1,039株

取締役会出席状況…………

15/15回

取締役在任年数……………

2年

略歴、当社における地位、担当

1979年11月	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社	2012年 6 月	同社執行役員金融営業推進部長
2003年 7 月	同社関西本部関西公務金融部長	2013年 6 月	同社常務執行役員
2004年10月	東京海上日動火災保険株式会社関西公務金融部長	2016年 4 月	東京海上日動ベターライフサービス株式会社 代表取締役社長
2006年 6 月	同社401k・投信営業推進部長	2018年 6 月	株式会社日本ケアサプライ社外取締役
2009年 7 月	同社金融営業推進部長	2020年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問
2010年 7 月	同社理事金融営業推進部長	2020年 6 月	株式会社静岡銀行社外監査役 (現)
		2020年 6 月	当社社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

株式会社静岡銀行社外監査役 (非常勤)

独立社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村勇氏を社外取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社以来、主に金融事業において要職を歴任された後、東京海上日動ベターライフサービス株式会社等において役員を務められ、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を有されており、引き続き当該知見を活かして特に保険、財務や経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の山中一馬氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社の業務執行者であり、かつ、過去10年間ににおいても、業務執行者となっております。
4. 社外取締役候補者の山中一馬氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者の木下雅之氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役候補者の大西節氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
7. 社外取締役候補者の中村勇氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
8. 社外取締役候補者の山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山中一馬氏が2年、木下雅之氏が6年、大西節氏が5年、中村勇氏が2年となります。
9. 社外取締役候補者の山中一馬氏は、当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社から過去2年間に報酬等を受けており、今後も受ける予定があります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、役員としての業務遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しております。
11. 取締役宮井成彦氏、藤田透氏は、2021年6月28日開催の第95回定時株主総会にて選任され、就任しました。なお、就任後の取締役会開催回数は10回であります。
12. 各候補者の所有する当社の株式の数には、NSユナイテッド海運役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス(予定)

当社は現中期経営計画において、事業環境の変化を踏まえつつ、サステナビリティ課題への取り組みにより企業価値を向上させ、収益性と社会性を備えた企業を目指すという目標を掲げております。
このような経営の観点から、取締役会に求められる重要な知見や経験をスキルとして整理し、これらを有する相応しい方を候補としています。

取締役会に求められるスキル		取締役に期待するスキル								
		社内取締役					社外取締役			
		谷水 一雄	左光 真啓	宮井 成彦	藤田 透	北里 真一	木下 雅之 (独立)	大西 節 (独立)	中村 勇 (独立)	山中 一馬
マネジメント	企業経営	○	○				○	○	○	○
	市場・事業	○	○	○			○	○		○
	現場・技術(ICT含む)			○	○	○			○	
個別	財務・ファイナンス		○					○		
	ガバナンス、リスク管理、 コンプライアンス	○				○	○	○	○	○
	人材マネジメント				○	○	○		○	○
	サステナビリティ	○	○		○	○	○	○	○	
	カスタマーリレーションズ			○						
経験	海外駐在(グローバル)	○	○	○			○	○	○	
	他社勤務(社内取締役)	○	○							
	経営経験(社外取締役)						○	○	○	○

(注)本招集通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

監査役と田直樹氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任しますので、新たに監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者安藤雅則氏は監査役と田直樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任される監査役の任期の満了する時までであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	あん どう まさ のり 安 藤 雅 則 (1963年11月9日生)	新任 社外	所有する当社の株式の数… 一株
-----	---	-----------------------------	-----------------

略歴、当社における地位			
1988年 4 月	新日本製鐵株式會社(現 日本製鐵株式会社) 入社	日鉄住金SGワイヤ株式会社(現 日鉄SGワイヤ株式会社)監査役	
1997年 6 月	同社人事・労政部人事グループマネジャー	日鉄住金物流株式会社(現 日鉄物流株式会社)	
2003年 4 月	同社広畑製鐵所総務部総務グループリーダー	監査役	
2007年 5 月	同社機材部設備契約グループリーダー	2016年 6 月	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ監査役
2010年 4 月	同社機材部資材契約グループリーダー	2018年 6 月	大阪製鐵株式会社監査役(現)
2012年10月	新日鐵住金株式会社(現 日本製鐵株式会社) 機材調達部調達企画室長	2019年 4 月	日本製鐵株式会社参与
2013年 4 月	新日鐵住金株式会社人事労政部上席主幹 大阪製鐵株式会社出向	2021年 6 月	共英製鋼株式会社社外監査役(現)
2016年 4 月	新日鐵住金株式会社関係会社部部長 日鉄住金建材株式会社(現 日鉄建材株式会社) 監査役	2022年 4 月	当社顧問(現)

重要な兼職の状況	
大阪製鐵株式会社監査役 (2022年 6 月24日付同社退任予定)	
共英製鋼株式会社社外監査役 (非常勤) (2022年 6 月24日付同社退任予定)	

社外監査役候補者とした理由
安藤雅則氏は、新日本製鐵株式會社 (現 日本製鐵株式会社) に入社以来、主に人事・労政業務の要職に従事された後、2016年 4 月以降は日鉄住金物流株式会社 (現 日鉄物流株式会社) をはじめ、監査役を歴任されております。その豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識に基づき、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の安藤雅則氏は、上記略歴のとおり、2022年3月31日まで当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いても、業務執行者となっております。
4. 社外監査役候補者の安藤雅則氏は、上記略歴のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社から、2022年3月まで報酬を受けておりました。
5. 社外監査役候補者の安藤雅則氏は2022年4月1日より当社顧問（契約期間：2022年4月1日～同年6月27日）であり、当社の重要な業務に対して、外部者としての立場からご意見をいただいております。同期間においては、当社監査役への就任に先立って、当社の事業の状況や中期経営計画の進捗状況等をご理解いただくことも目的としております。また、同氏は使用人として当社の業務に従事しておらず、会社法第2条第16号イに該当する社外監査役としての適格性に影響を及ぼすものではございません。なお、当該顧問契約に基づき支払った顧問報酬は僅少であります。
6. 社外監査役候補者の安藤雅則氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、役員としての業務遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。監査役候補者は、監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大からの回復を目的とする各国の大規模な財政出動や行動制限の緩和が経済活動を後押しし、2021年の世界の実質GDPは前期比6.1%増(IMF2022年4月時点報告値)と全体的に高い成長率となりました。一方で、物流の混乱や労働力不足による供給制約の長期化などの下振れリスクに加えて、ウクライナ情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰により、今後の景気後退が懸念されています。また、わが国においては緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、経済活動は制限された状態が続き景気回復は限定的となりました。

外航海運市況につきましては、経済回復に伴う世界的な荷動き増加、限定的な新造船竣工に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する滞船と船員交代難航による船腹の不稼働が増加したことから、ドライバルク市況は10月にはBDI(バルチック・ドライ・インデックス)が5,600を超え、約13年ぶりの高水準を記録しました。内航海運につきましては、製造業や建設部門における鉄鋼原料輸送需要の回復により、原料輸送部門の輸送量は当初の計画を上回る一方、半導体不足に伴う自動車生産の停滞により鋼材輸送部門の輸送量が当初の計画を下回るなど、強弱が入り混じる結果となりました。

燃料油価格につきましては、当期の外航海運事業の平均消費価格は、高硫黄C重油がトン当たり上期約406ドル、下期約481ドル、期中平均で約443ドルと、前期比では約163ドル高、適合燃料油がトン当たり上期約522ドル、下期約589ドル、期中平均で約558ドルと、前期比で約189ドル高となりました。また対米ドル円相場は日米金利差を背景に円安が加速し、上期平均109円33銭、下期平均113円67銭、期中平均で111円50銭と前期比5円33銭の円安となりました。

このような事業環境下、当期の連結業績は、売上高1,959億41百万円(前期比41.5%増)、営業利益267億11百万円(前期比296.5%増)、経常利益266億6百万円(前期比380.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は235億82百万円(前期比284.6%増)となりました。

なお、当社グループの事業構成は海上輸送業がほぼ全体を占めており、連結売上高に占める外航海運事業の割合は8割強、内航海運事業の割合は2割弱となっております。

	前連結会計年度 (2020年度)	当連結会計年度 (2021年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	138,454	195,941	41.5%増
営業利益	6,736	26,711	296.5%増
経常利益	5,532	26,606	380.9%増
親会社株主に帰属する当期純利益	6,131	23,582	284.6%増

② 事業別概況

外航海運事業

売上高

172,219百万円

(前期比47.5%増)

<主要な事業内容>

外航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業

ケーブ型撒積船（18万重量トン型）市況は、世界経済の回復に伴い鉄鋼原料の荷動きが増加したことにより、期初は2万ドルであった主要5航路平均用船料率は上昇を続け、10月初旬には一時8万ドル後半まで達しました。しかしながら11月以降は中国の環境規制強化により粗鋼生産量が減少へ転じ、年明けからはブラジルで天候不順により鉄鉱石の出荷が滞ったこともあり用船市況は調整局面を迎え、一時は1万ドルを割り込む水準まで下落しました。このような状況下において、当社では主要荷主の日本製鉄株式会社をはじめとする国内外顧客向け中長期輸送契約により安定収益を確保し、また積極的に三国間配船の集荷に努めた結果、当初の計画を大幅に上回る収益を達成することができました。

パナマックス型撒積船（7～8万重量トン型）市況は、景気回復に伴う石炭需要の増加、中国が豪州との政治的対立を背景に石炭調達先をシフトしたことに伴う輸送トンマイルの増加、また堅調な中国向け穀物輸送需要により当年度全体を通して高水準で推移しました。主要5航路平均用船料率は10月に3万ドル台後半まで上昇の後、インドネシアの石炭輸出

制限等により、2月に市況は1万ドル台半ばまで下落しましたが、その後は堅調な穀物輸送需要とウクライナ情勢に伴うエネルギー資源確保の動きにより再び上昇に転じました。このような状況下において、国内外顧客向けの契約履行に際し、当社支配船舶に加え市場からのスポット用船を利用したことに伴い費用が増加しましたが、当初の計画を達成することができました。

ハンディ型散積船（2～6万重量トン型）市況は、荷動きの増加やサプライチェーンの混乱により船腹需給が逼迫したことから、当年度全体を通して堅調に推移しました。鋼材やセメントをはじめとしたマイナーバルクの輸送量増加や、コンテナ船のスペース逼迫による代替輸送需要等に加え、中国と豪州の政治的対立及びウクライナ情勢に起因する資源調達先シフトによる輸送トンマイルの増加が、市況の押上げ要因となりました。このような状況下において、当年度を通して好調な市況に加え中長期貨物の獲得と効率配船の徹底により安定収益を積み重ね、当初の計画を大幅に上回る収益を達成することができました。

近海水域における小型船(1.6万重量トン型以下の船型)市況は、中国の環境規制強化により中国国内の粗鋼生産量が抑制され、日本から中国及び東南アジア向けの輸出需要に支えられたことで鋼材輸送量は前期比で増加しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う中国をはじめとする各港の滞船も市況の高止まり要因となりました。このような状況下において、バイオマス燃料輸送を含むバルク輸送が順調に拡大したに加え、鋼材と一般バルク貨物の往復航効率配船に努めたことで、当初の計画を大幅に上回る収益を達成することができました。

V L G C(大型L P G運搬船)は、全て定期貸船契約により安定収益を確保しておりますが、一部市況連動契約となっている船舶については、第2四半期のLPG需要の減退、第4四半期のバンカー価格高騰により収益が低下したため、当初の計画を達成することができませんでした。

以上の結果、外航海運事業全体としては、売上高は1,722億19百万円（前期比47.5%増）、セグメント利益（営業利益）は249億35百万円（前期比404.5%増）と、前期に比べ増収増益となりました。

内航海運事業

売上高
23,722百万円
(前期比9.2%増)

<主要な事業内容>

内航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業

ドライバルクにつきましては、鉄鋼関連貨物は、製造・建設セクターの回復により原料輸送部門の輸送量が当初の計画を上回る一方で、鋼材輸送部門の輸送量は半導体不足による自動車生産停滞から当初の計画を下回りました。またセメント関連貨物は、建設需要の増加、荷主の調達先多様化により輸送量は当初の計画を上回りました。電力関連貨物につきましても、発電コストが相対的に安価な石炭の使用量増加や、夏季の電力需要増加により輸送量は当初の計画を上回りました。

タンカーにつきましては、LNG輸送、LPG輸送ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減退していた需要が下期から回復に転じ、輸送量は当初の計画を上回りました。このような状況下において、効率配船、効率運航に努め、当初の計画を上回る収益を達成することができました。

以上の結果、内航海運事業全体としては、売上高は237億22百万円（前期比9.2%増）、セグメント利益（営業利益）は17億72百万円（前期比0.2%増）と、前期に比べ増収増益となりました。

その他

<主要な事業内容>

情報システムの開発・保守業等

特記すべき事項はありません。

2021年度当社グループ船隊整備実績

(5年以上の長期用船を含む)

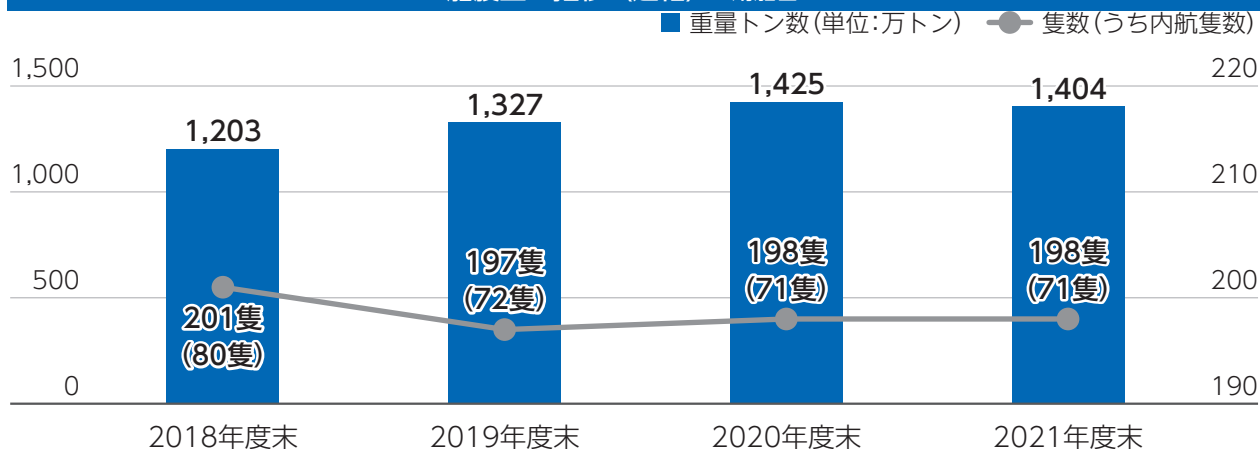
	隻数	総重量トン数 (K/T)
外航	1隻	88,783重量トン
内航	2隻	2,650重量トン

2022年度当社グループ船隊整備計画

(5年以上の長期用船を含む)

	隻数	総重量トン数 (K/T)
外航	1隻	55,400重量トン
内航	5隻	12,770重量トン

船腹量の推移 (連結) *用船含む



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は55億64百万円で、その主なものは船舶です。

事業区分	設備投資額
外航海運事業	4,731百万円
内航海運事業	823百万円
その他	10百万円

また、当社グループの主要な設備である船舶のうち帳簿価額28億20百万円の固定資産売却を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備資金110億35百万円を金融機関からの借入で調達しております。

なお、当社は主要取引金融機関と総額90億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

策定から2年目を迎えた中期経営計画『FORWARD 2030 ~Driving U forward over the next decade~』では、「ブランド力の向上」「サステナブルな事業構造の構築」「レジリエントな経営基盤の確立」の3つを重点戦略として、以下のような取り組みを進めています。

1) ブランド力の向上

東京証券取引所の市場区分再編に伴い、当社は2022年4月より「プライム市場」に移行しました。高いガバナンス水準を備え、ステークホルダーとの建設的な対話を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。また、2021年度には事業運営の重要な方針となる「サステナビリティ基本方針」を策定するとともに、全社員参加の討論を経て「海上物流で、共に世界の今をつくる責任、未来へつなぐ責任を果たす」というパーパスも決定いたしました。今後もこれまで築き上げてきたUブランドの向上に向けて、安全運航と環境保全への取り組みを強化するほか、先進技術の導入や人への投資促進、ガバナンスの強化など、ESGの取り組みを進めてまいります。

2) サステナブルな事業構造の構築

外航部門では、5社共同で応募したアンモニア燃料船の共同プロジェクトが、2021年10月に国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による「グリーンイノベーション基金事業」に採択されました。また、2022年3月には日本製鉄株式会社向け大型鋁石船で、バイオディーゼル燃料による試験航行を実施いたしました。バイオディーゼル燃料は既存の船用エンジンで使用可能であり、汎用性の高い低炭素燃料とされています。今後成長が期待されるアンモニア輸送につきましても、事業ポートフォリオをレビューし事業化に向けて検討を開始いたしました。内航部門では、天然ガス専焼エンジンとバッテリーを組み合わせたハイブリッド推進システム船の建造が決定し、環境省と国土交通省による「社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業」に採択されました。当社では、今後も将来のゼロエミッション燃料の実装化に向けた検討や準備に取り組み、収益性と社会性を兼ね備えた企業を目指し尽力してまいります。

3) レジリエントな経営基盤の確立

外部環境の不確実性が高まる中、投資につきましては、投資リターンとともに社会性を追求する方針のもと、資本コスト（WACC）を勘案した投資基準に基づく収益性評価に加え、ESGに関するリスクと機会を適切に把握するなどの社会性の観点からも投資の妥当性を判断しております。財務戦略としては、自己資本利益率（ROE）など資本効率を重視した事業運営や有利子負債の削減により、さらに堅固な財務基盤を構築してまいります。また、経営成績に応じた利益還元として、連結業績に対する配当性向は概ね30%と掲げております。次世代燃料船の建造など将来の成長に必要な内部留保金を確保しつつ、安定配当の継続的な実施により、株主をはじめステークホルダーの皆様にとって魅力的な事業会社になることを目指してまいります。

なお、中期経営計画「FORWARD 2030」では最終年度である2023年度達成を目指して以下の目標を掲げておりましたが、2021年度に前倒しでこれを達成することができました。

中期経営目標

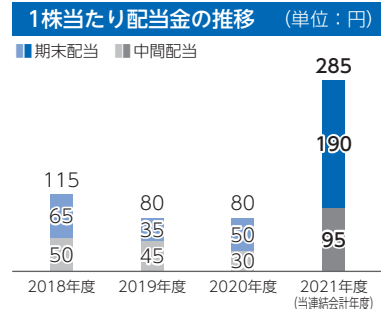
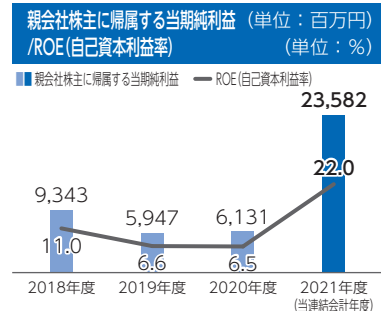
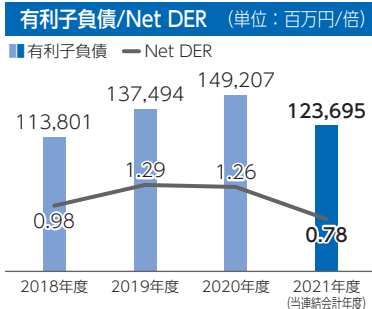
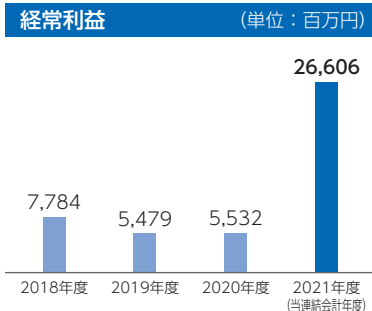
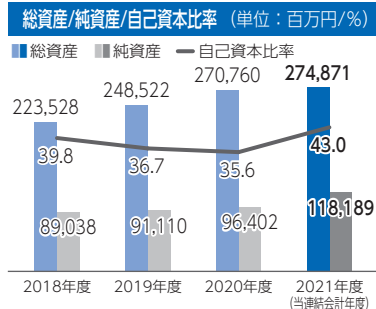
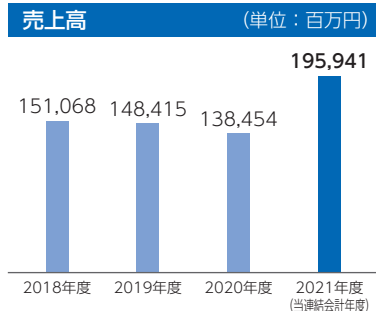
営業利益 100億円以上

ROE 10%以上

Net DER 1.0倍以下

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては船舶の円滑な運航への影響が懸念されることや、今後のウクライナ情勢によってはエネルギー価格など広範におよぶ資源価格の高止まりによって世界経済が減速し、海上荷動きに影響を与える恐れがあります。当社ではかかる事業上のリスクに対し細心の注意を払い、引き続き上記に掲げた中期経営計画の目標達成に向けてグループ一丸で不断の取り組みを重ねてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移



		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	151,068	148,415	138,454	195,941
営業利益	(百万円)	8,911	7,040	6,736	26,711
経常利益	(百万円)	7,784	5,479	5,532	26,606
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,343	5,947	6,131	23,582
1株当たり当期純利益	(円)	396.42	252.33	260.17	1,000.67
1株当たり配当金の推移	(円)	115	80	80	285
総資産	(百万円)	223,528	248,522	270,760	274,871
純資産	(百万円)	89,038	91,110	96,402	118,189
自己資本比率	(%)	39.8	36.7	35.6	43.0
有利子負債	(百万円)	113,801	137,494	149,207	123,695
Net DER	(倍)	0.98	1.29	1.26	0.78
ROE (自己資本利益率)	(%)	11.0	6.6	6.5	22.0

- (注) 1. 記載金額は、四捨五入で表示しております。
 2. 2021年度の1株当たり配当額は2021年12月にお支払いいたしました中間配当金と本定時株主総会において決議いただく予定の配当金の合計額を記載しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
N S ユナイテッド内航海運(株)	718百万円	100.00%	内航海運事業
N S ユナイテッドタンカー(株)	180百万円	100.00%	内航海運事業
N S ユナイテッドマリンサービス(株)	20百万円	100.00%	船員派遣事業・安全監督・ 新造船建造監督業
N S ユナイテッドビジネス(株)	45百万円	100.00%	総務・経理業務受託
N S ユナイテッドシステム(株)	50百万円	100.00%	情報システムの開発・保守業

(11) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

当社	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 海外駐在員事務所：中国（上海）、ベトナム（ハイフォン） 海外法人：英国（ロンドン）、米国（コネチカット）、中国（香港）、 シンガポール（シンガポール）、フィリピン（マニラ）
N S ユナイテッド内航海運(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N S ユナイテッドタンカー(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N S ユナイテッドマリンサービス(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N S ユナイテッドビジネス(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N S ユナイテッドシステム(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(12) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外航海運事業	223名	1名減
内航海運事業	387名	10名増
その他	35名	増減なし
合計	645名	9名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215名	3名増	39.16歳	14.39年

(13) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	27,045百万円
株式会社日本政策投資銀行	21,131百万円
株式会社三菱UFJ銀行	16,224百万円
株式会社三井住友銀行	13,405百万円
農林中央金庫	12,465百万円
三井住友信託銀行株式会社	10,268百万円

(14) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、連結業績に対する配当性向を概ね30%としております。

また、当社は、株主総会の決議によって期末配当を行うことができる旨、及び取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

以上のほか、企業集団の現況に関する重要な事項に関する特記事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23,970,679株

(3) 株主数 12,355名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本製鉄株式会社	7,861千株	33.36%
日本郵船株式会社	4,324千株	18.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,336千株	5.67%
株式会社みずほ銀行	798千株	3.39%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	517千株	2.20%
新健海運股分有限公司	504千株	2.14%
東京海上日動火災保険株式会社	455千株	1.93%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	359千株	1.52%
株式会社三菱UFJ銀行	259千株	1.10%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	218千株	0.93%

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てております。
 2. 当社は、自己株式を404,351株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、2022年3月31日現在、新株予約権等の発行は行っておりません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	谷 水 一 雄	
取締役・専務執行役員	左 光 真 啓	経理グループ・企画グループ管掌
取締役・専務執行役員	小山田 充 宏	総務グループ・鉄鋼原料グループ管掌
※取締役・常務執行役員	宮 井 成 彦	不定期船グループ管掌、近海グループ担当
※取締役・執行役員	藤 田 透	安全管理グループ管掌 船舶管理グループ・環境保全推進グループ担当、 環境保全推進グループリーダー委嘱
取締役	山 中 一 馬	日本製鉄株式会社常務執行役員
取締役	木 下 雅 之	株式会社カクコム社外取締役
取締役	大 西 節	
取締役	中 村 勇	株式会社静岡銀行社外監査役（非常勤）
※監査役（常勤）	中 田 義 文	
監査役（非常勤）	与 田 直 樹	
監査役（非常勤）	三 谷 康 人	富国生命保険相互会社顧問
※監査役（非常勤）	山 本 昌 平	パンパシフィックエネルギー株式会社社外監査役（非常勤）

- （注） 1. 取締役山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は社外取締役であります。
 なお、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役与田直樹氏、三谷康人氏及び山本昌平氏は社外監査役であります。
 なお、三谷康人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行において長年金融業務・経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山本昌平氏は、日本郵船株式会社勤務を通じて財務・企画業務の要職を歴任し、豊富な知識を有しており、経営判断および業務執行について監督業務を行うにあたり相当程度の知見を有しております。
5. 当社と取締役山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏、監査役中田義文氏、与田直樹氏、三谷康人氏及び山本昌平氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。
6. 2021年6月28日開催の第95回定時株主総会において、※印を付した取締役及び監査役が新たに選任され、就任いたしました。
7. 取締役 石川寛二氏、監査役 峯村保広氏及び千原圭氏は任期満了により、2021年6月28日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任しています。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。役員としての業務遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役と監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者である役員の職務の執行の適正性が損なわれないために、役員等賠償責任保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a.取締役の報酬の基本的な考え方

Ⅰ.目的及び基本的な考え方

- (1) 中長期的な企業価値の向上に資すること
- (2) 株主からの受託責任に応えること
- (3) 人材確保につながることを

II.報酬決定方針の基本原則

- (1) 企業価値向上に向けて健全なインセンティブとして十分に機能するよう、経営戦略との整合性を確保した報酬体系とする。具体的には、固定報酬のほか、短期業績や中長期的経営の進捗が適切に反映される業績連動型報酬により構成する。
- (2) 株主目線を重視するため、現金支給する報酬と株式購入報酬（取締役が役員持株会に拠出し、持株会を通じて株式を購入するための現金を支給する報酬）を組み合わせる。
- (3) 固定報酬は同一役位同一報酬とし、世間水準との整合性にも留意して金額を決定する。
- (4) 報酬体系や各年の具体的水準の決定においては、公正と透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を活用する。
- (5) 従業員とのバランスや業界動向等にも配慮する。

b.固定報酬に関する方針

固定報酬は、海運業界において求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して、世間水準との整合性や従業員との報酬格差にも留意のうえ、役位に応じて定められた基準額を月次の額として現金支給する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支給する。

c.業績連動報酬に関する方針

業績連動型役員賞与：

収益力の維持向上のためのインセンティブを付与するべく、配当政策及び従業員への一定以上の臨時手当（賞与）支給を前提に、短期業績連動報酬として毎期の1株当たり配当額に連動する賞与を、毎年、一定の時期に現金支給する。ただし、役員賞与のうち一定額を超える金額については、株式購入報酬として支給する。

株式購入報酬：

中長期的業績連動報酬として、中期経営計画の達成度や企業価値（株式価値）の向上に連動する株式購入報酬を在任期間にわたり毎月均等に現金支給する。具体的には、営業利益や自己資本利益率（ROE）といった中期経営計画が目標とする業績指標の達成度のほか、当社時価総額や安全運航実績を反映した総合的評価に基づいて算出する。取締役は、支給された株式購入報酬相当額を役員持株会に拠出し、持株会を通じて株式を購入する。中期経営計画を新たに策定した際には目標となる業績指標等の算定方法の見直しを行う。

d.報酬等の割合に関する方針

固定報酬と業績連動型賞与及び株式購入報酬の割合については、海運業界や関連する業種・業態の企業の報酬水準・構成を踏まえて、企業価値向上に向けたインセンティブとして、短期業績や中長期的経営目標の進捗が適切に反映されるよう設定し、業績連動型役員賞与と株式購入報酬とを合わせた業績連動型報酬の報酬総額に占める割合は、最大で3分の1程度となるものとする。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬については上記b.において、業績連動型役員賞与及び株式購入報酬については上記c.において併せて記載しております。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

上記b.c.d.において個人別の報酬額やその支給方法の方針を決定し、役員報酬内規において具体的な算出方法を規定するため、取締役やその他の第三者に委任する事項はありません。

g.取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法

取締役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会による意見の答申及び助言を踏まえ、最終的には取締役会の決議により定めます。裁量の範囲は、株主総会決議の範囲内とします。

ロ.当該事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額					
		固定報酬	対象員数	業績連動報酬			
				賞与	対象員数	株式購入報酬	対象員数
取締役 (うち社外取締役)	239百万円 (31百万円)	176百万円 (31百万円)	9名 (3名)	25百万円 -	5名 -	38百万円 -	5名 -
監査役 (うち社外監査役)	52百万円 (29百万円)	52百万円 (29百万円)	6名 (4名)	- -	- -	- -	- -
合計	290百万円	227百万円	15名	25百万円	5名	38百万円	5名

- (注) 1. 上表の固定報酬は当事業年度の支給実績です。対象員数・支給額には、2021年6月28日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び監査役2名を含んでおりますが、無報酬の取締役1名分は含んでおりません。
2. 上記業績連動報酬（賞与・株式購入報酬）は、2022年6月28日開催の取締役会で支給を決議する予定です。
3. 上記業績連動報酬の算定の基礎とした業績指標の実績値は、以下のとおりです。

2022年3月期業績

・当社連結営業利益	目標：100億円	実績：267億円
・自己資本利益率（ROE）	目標：10%	実績：22.0%

4. 上記業績連動報酬の対象員数は、2022年3月31日時点で在任する当社の常勤取締役であり、2022年6月28日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役1名を含んでおります。
5. 第95回定時株主総会招集ご通知記載の業績連動報酬は、2020年度の支給額及びその対象員数です。同業績連動報酬の算定の基礎とした業績指標の実績値は以下のとおりです。なお、2020年3月期業績を算定の基礎とする株式購入報酬はございません。

（1）賞与

2020年3月期業績

・当社連結営業利益	目標：92億円	実績：70億円
・自己資本利益率（ROE）	目標：9.1%	実績：6.6%
・負債資本倍率（DER）	目標：1.34倍	実績：1.51倍

（2）株式購入報酬

2019年3月期業績

・当社連結営業利益	目標：75億円	実績：89億円
・自己資本利益率（ROE）	目標：9.8%	実績：11.0%
・負債資本倍率（DER）	目標：1.26倍	実績：1.28倍

6. 当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった取締役の報酬等は以下のとおりです。

（1）賞与

取締役6名 21百万円

（2）株式購入報酬

取締役0名 0百万円

また、上記業績連動報酬の算定の基礎とした業績指標の実績値は、以下のとおりです。

2021年3月期業績

・当社連結営業利益	目標：100億円	実績：67億円
・自己資本利益率（ROE）	目標：10%	実績：6.5%

なお、本業績連動報酬の支給対象となる取締役は2021年3月31日時点で在任する当社の常勤取締役であり、2021年6月28日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の支給額を含んでおります。

7. 取締役・監査役報酬は全て金銭報酬であり、非金銭報酬はございません。
8. 業績連動報酬の算定の基礎とした業績指標の内容と選定理由及び業績連動報酬の算定方法は、P.41に記載の「c.業績連動報酬に関する方針」において決定し、記載しているとおりです。
9. 総支給額は、2007年6月28日開催の第81回定時株主総会において、取締役は「年額4億円以内」、監査役は「年額1億円以内」と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名です。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役山中一馬氏は、日本製鉄株式会社の常務執行役員であります。同社は、当社への出資比率が33.36%である大株主であり、当社の主要な取引先であります。その他の社外取締役、社外監査役のその他の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 山中 一馬	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。日本製鉄株式会社での要職歴任を通じた豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に人事・労務及び経営全般について専門的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 木下 雅之 (独立役員)	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。独立社外取締役として、特に、国際ビジネスでの経験、豊富な経営知識と幅広い見識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、2020年7月以降は議長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

		出席状況、発言状況及び 社外取締役에게 期待される役割について行った職務の概要
社外取締役 (独立役員)	大西 節	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。独立社外取締役として、特に、金融機関の経営参画を通じた豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (独立役員)	中村 勇	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。独立社外取締役として、特に、金融機関の要職歴任を通じた豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に保険・財務及び経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役	与田 直樹	当事業年度に開催された取締役会の15回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部門から報告を受け、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。
社外監査役 (独立役員)	三谷 康人	当事業年度に開催された取締役会の15回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。独立社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部門から報告を受け、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。
社外監査役	山本 昌平	2021年6月28日の就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また監査役会12回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部門から報告を受け、内部統制システムをはじめとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	80,561
現金及び預金	22,265
受取手形、営業未収金及び契約資産	29,084
有価証券	9,000
棚卸資産	12,148
前払費用	4,110
デリバティブ債権	839
その他流動資産	3,145
貸倒引当金	△31
固定資産	194,310
有形固定資産	184,548
船舶	181,526
建物	297
土地	397
建設仮勘定	2,218
その他有形固定資産	110
無形固定資産	1,909
投資その他の資産	7,853
投資有価証券	3,945
長期貸付金	24
繰延税金資産	1,579
退職給付に係る資産	1,743
その他長期資産	562
資産合計	274,871

科目	2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	48,155
支払手形及び営業未払金	12,315
短期借入金	15,323
リース債務	4,380
未払金	91
未払費用	190
未払法人税等	4,991
契約負債	3,288
賞与引当金	627
役員賞与引当金	68
デリバティブ債務	1,167
その他流動負債	5,715
固定負債	108,527
長期借入金	103,991
繰延税金負債	643
特別修繕引当金	3,761
退職給付に係る負債	131
その他固定負債	0
負債合計	156,682
純資産の部	
株主資本	117,013
資本金	10,300
資本剰余金	17,181
利益剰余金	90,527
自己株式	△996
その他の包括利益累計額	1,177
その他有価証券評価差額金	1,373
繰延ヘッジ損益	△240
為替換算調整勘定	△61
退職給付に係る調整累計額	105
純資産合計	118,189
負債純資産合計	274,871

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで
売上高	
海運業収益及びその他の営業収益	195,941
売上原価	
海運業費用及びその他の営業費用	163,345
売上総利益	32,595
一般管理費	5,884
営業利益	26,711
営業外収益	2,117
受取利息	4
受取配当金	117
持分法による投資利益	5
為替差益	1,581
デリバティブ利益	176
受取補償金	39
受取保険金	137
その他営業外収益	56
営業外費用	2,221
支払利息	1,304
デリバティブ損失	899
その他営業外費用	19
経常利益	26,606
特別利益	2,495
固定資産売却益	2,495
特別損失	32
投資有価証券評価損	32
税金等調整前当期純利益	29,069
法人税、住民税及び事業税	5,409
法人税等調整額	77
当期純利益	23,582
親会社株主に帰属する当期純利益	23,582

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科目	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,881
投資活動によるキャッシュ・フロー	139
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,915
現金及び現金同等物に係る換算差額	495
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,601
現金及び現金同等物の期首残高	27,613
現金及び現金同等物の期末残高	31,215

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	73,771
現金及び預金	15,325
海運業未収金及び契約資産	23,585
関係会社短期貸付金	7,491
立替金	1,856
有価証券	9,000
棚卸資産	11,066
前払費用	3,547
代理店債権	862
未収消費税等	209
その他流動資産	860
貸倒引当金	△31
固定資産	85,343
有形固定資産	9,810
船舶	9,109
建物	246
土地	396
その他有形固定資産	59
無形固定資産	1,877
契約関連無形資産	1,392
その他無形固定資産	485
投資その他の資産	73,656
投資有価証券	1,310
関係会社株式	5,190
出資金	0
長期貸付金	24
関係会社長期貸付金	63,347
前払年金費用	1,501
繰延税金資産	1,851
その他長期資産	432
資産合計	159,114

科目	2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	35,163
海運業未払金	8,860
短期借入金	8,865
未払金	36
未払費用	91
未払法人税等	4,612
契約負債	3,287
預り金	6,983
代理店債務	1,757
賞与引当金	381
役員賞与引当金	25
その他流動負債	266
固定負債	21,315
長期借入金	17,210
退職給付引当金	147
関係会社用船契約損失引当金	3,901
その他固定負債	57
負債合計	56,478
純資産の部	
株主資本	100,919
資本金	10,300
資本剰余金	15,933
資本準備金	2,524
その他資本剰余金	13,409
利益剰余金	75,681
利益準備金	2,105
その他利益剰余金	73,576
圧縮記帳積立金	2
別途積立金	18,000
繰越利益剰余金	55,574
自己株式	△996
評価・換算差額等	1,718
その他有価証券評価差額金	1,341
繰延ヘッジ損益	376
純資産合計	102,636
負債純資産合計	159,114

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで
海運業収益	172,556
運賃	157,963
貸船料	13,259
その他海運業収益	1,334
海運業費用	145,621
運航費	59,345
船費	1,710
借船料	83,484
その他海運業費用	1,082
海運業利益	26,935
一般管理費	4,101
営業利益	22,834
営業外収益	8,596
受取利息	248
受取配当金	6,595
為替差益	1,540
その他営業外収益	214
営業外費用	624
支払利息	154
デリバティブ損失	461
その他営業外費用	8
経常利益	30,807
特別利益	151
固定資産売却益	151
特別損失	38
投資有価証券評価損	32
子会社整理損	5
税引前当期純利益	30,920
法人税、住民税及び事業税	4,730
法人税等調整額	△1,271
当期純利益	27,461

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

N S ユナイテッド海運株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石田 勝也
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本 高揮

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N S ユナイテッド海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N S ユナイテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

NS ユナイテッド海運株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NS ユナイテッド海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2022年3月期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2022年5月23日

NS ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 谷水 一雄 殿

NS ユナイテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 中 田 義 文

社外監査役 与 田 直 樹

社外監査役 三 谷 康 人

社外監査役 山 本 昌 平

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主メモ

決 算 期 日	3月31日	株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
期末配当金支払株主確定日	3月31日		
(中間配当金支払株主確定日	9月30日)	同 事 務 取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
定 時 株 主 総 会 開 催 日	6月下旬		本店証券代行部
同総会権利行使株主確定日	3月31日		

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵 送 物 送 付 先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部
電話お問い合わせ先		 フリーダイヤル0120 (288) 324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)
各 種 手 続 お 取 扱 店		みずほ信託銀行本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店	
ご 注 意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

基 準 日	上記確定日のほか、必要あるときは予め公告の上、基準日を定めます。
単 元 株 式 数	100株（2017年9月27日より取引所における売買単位が変更となっております。）
公 告 の 方 法	電子公告により行う。 公告掲載URL https://www.nsuship.co.jp/ (ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときには、東京都において発行される日本経済新聞に掲載されます。)
証 券 コ ー ド	9110
ホームページアドレス	https://www.nsuship.co.jp/ （決算情報などをご覧になれます。）

【単元未満株式に関するお知らせ】

100株に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主様が、当社に対しその単元未満株式と合わせて1単元（100株）になる数の株式を買増請求できる「単元未満株式の買増制度」を、2010年10月1日より導入しております。また、単元未満株式の買増請求につきましても、お取り扱いしております。

企業理念

I 基本理念

NSユニテッド海運グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献します。

II 経営理念

1 (信用・信頼)

信用・信頼される堅実な経営を実践し、グループ全体の企業価値を高めます。

2 (安全運航・環境保全)

常に船舶の安全運航に努めるとともに船舶運航技術の向上に向け日々研鑽を積むことにより海洋をはじめとする地球環境保全の一翼を担います。

3 (お客様への即応・自己変革)

お客様の要請に即応しつつ自らも変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。

4 (人を育て活かし)

人を育て活かし、働く喜びを実感できる活力溢れるグループを築きます。

III 企業行動規範

1 法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

2 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに各種情報の保護・管理を徹底します。

4 安全・健康で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の人格と多様性を尊重します。

5 社会の一員として、積極的に地域・社会に貢献します。

6 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。

7 各国・地域の法律を遵守し、人権を含む各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。

8 本規範を遵守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に违背する事態が発生した時は、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。

2021年10月29日

環境方針

世界の海を舞台に海上輸送サービスを提供する海運企業グループとして、全人類の共通財産である地球の環境保全に努め、気候変動への対応など環境負荷を低減し、サステナブルな社会の実現に貢献します。

1 私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努め、環境パフォーマンスの向上と汚染の予防に努めます。

2 私たちは、船舶の運航及び事務所内活動において適用される環境の法規制及びその他の要求事項を遵守します。

3 私たちは、各部門において環境方針に適合した環境目的及び環境目標を設定し、実施計画に従って目的及び目標の達成に努めます。また環境目的と目標を確実に達成するために、定期的に達成度のレビューを行います。

4 私たちは、環境教育・広報活動などにより、NSユニテッド海運グループのために働くすべての人が環境問題に対する意識を高め、本環境方針に基づき、行動するように努めます。

5 私たちは、私たちのサービス提供に必要な船舶、機器類、その他の製品及び資材の環境負荷の低減及びライフサイクルの視点を考慮した調達に努めると共に、廃棄物の削減及びその適正な処分に努めます。

6 私たちは、NSユニテッド海運グループ全体で、カーボンニュートラル実現へ向けた対応に努めます。

7 私たちは、環境方針及び環境保全活動を必要に応じ公表します。

2021年10月1日
NSユニテッド海運株式会社
代表取締役社長

谷水一雄

定時株主総会会場ご案内図

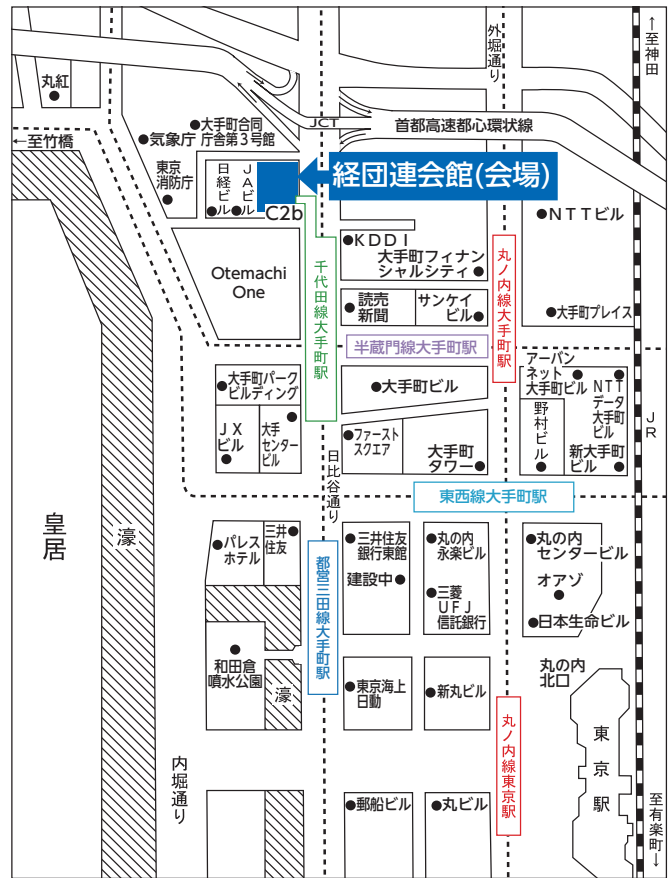
- 日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
- 会場

経団連会館 4階 ダイアモンドルーム
東京都千代田区大手町一丁目3番2号
- 交通

東京メトロ 「大手町」駅下車 C2b出口直結

※株主総会後の懇親会及びお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



※お車でのご来場はご遠慮ください。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ClassNK



ISO 9001
ISO 14001

(※) ISO9001は船舶管理部門のみ取得しております。